

## 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（仮案）

各項目（①～⑩）について、S A B Cの4段階評価を行う。

### I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか

#### （1）質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか

ガイドライン：1、6

- ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
- ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
- ③ 外部への公表及び職員への周知

#### （2）品質管理のための体制が整えられているか

ガイドライン：2

- ④ 審査実施体制
  - ・組織体制・人員配置、等
- ⑤ 品質管理体制
  - ・取組みの企画・立案、等

### II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか

#### （1）品質管理が適切に実施されているか

ガイドライン：3～8

- ⑥ 品質向上のための取組み
  - ・管理職による拒絶理由通知等のチェック
  - ・審査官同士の知識共有・意見交換
  - ・面接・電話対応、等
- ⑦ 品質検証のための取組み
  - ・サンプルチェック
  - ・ユーザー評価調査・意見交換
  - ・外国庁及び審判決との判断相違の確認、等
- ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
  - ・審査、判断の質の分析・課題抽出
  - ・拒絶理由通知等の記載内容の質の分析・課題抽出、等

#### （2）継続的改善が適切に実施されているか

ガイドライン：1～8全般

- ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
- ⑩ 品質管理（評価項目⑥～⑧）の改善の取組み
  - ・課題等の本質的解決策となっているか
  - ・方針との整合性、等

<参考：PCTガイドライン21章の項目>

1. 指導体制と方針（品質ポリシー・マニュアルの有無・職員への周知度合い・外部公表の状況等）
2. 資源（各種施策の実施体制、審査官への研修等）
3. 運営作業負担のマネジメント（審査処理計画・実績等）
4. 品質保証（協議、決裁、サンプルチェック等の各種取組の目的・実施方法・実績等）
5. コミュニケーション（面接審査、ユーザーアンケートの実施方法・実績等）
6. 文書化（各種マニュアルや品質管理の記録等）
7. サーチプロセスの文書化（サーチに関する記録）
8. 内部レビュー（各種取組に関する内部レビュー）

## 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準(仮案)

## 参考資料1

| 評価項目                               |                              | 評価の目的及び観点                                                                                                                                                                | 評価資料の例                              | 評価方法・評価基準の例                                                                                          |                                                                             |                                                         |                                                         |
|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                    |                              |                                                                                                                                                                          |                                     | S(極めて良好)                                                                                             | A(良好)                                                                       | B(概ね達成)                                                 | C(改善の余地あり)                                              |
| I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか |                              |                                                                                                                                                                          |                                     |                                                                                                      |                                                                             |                                                         |                                                         |
| (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか   |                              |                                                                                                                                                                          |                                     |                                                                                                      |                                                                             |                                                         |                                                         |
| ①                                  | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況 | 審査の品質管理の基本的な考え方・原則である「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。                  | 品質ポリシー、品質マニュアルの提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示 | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。                                       | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。                               | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。                            | 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。                   |
| ②                                  | 審査及び品質管理のための手続の明確性           | 審査及び品質管理に関わる職員に向け、誰が、いつ、何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。                                                                                | 審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示            | 審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。                                                                          | 審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。                                                    | 審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。                              | 審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。                               |
| ③                                  | 外部への公表及び職員への周知               | ・特許庁が目指す審査の品質管理の基本的な考え方・原則等が国民及び海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該考え方・原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。<br>・また、①、②の内容が職員に十分周知されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。 | 外部への公表状況、アクセス方法、職員への周知状況等の提示        | 品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公開され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施されている。 | 品質管理に関する方針・手続について、外部ユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。 | 品質管理に関する方針・手続について、外部ユーザー向けに公表され、審査に関わる全ての職員に周知されている。    | 品質管理に関する方針・手続が外部に公表されていない。                              |
| (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか      |                              |                                                                                                                                                                          |                                     |                                                                                                      |                                                                             |                                                         |                                                         |
| ④                                  | 審査実施体制                       | 審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を行いつつ、世界最高品質の審査を実現し得る審査実施体制を確立しているか否かを評価する。                                                                                          | 他国等と比較した審査実施体制状況等の提示                | 求められる件数の審査を行いつつ、世界最高品質の審査を実現できる組織体制、人員配置を確立している。                                                     | 求められる件数の審査を行いつつ、国際的に遜色のない品質の審査を実現できる組織体制、人員配置を確立している。                       | 求められる件数の審査を行いつつ、国際的に遜色のない品質の審査を実現できる組織体制、人員配置を概ね確立している。 | 求められる件数の審査を行いつつ、国際的に遜色のない品質の審査を実現できる組織体制、人員配置が確立されていない。 |

|                           |                                      |                                                                                               |                                                                |                                                         |                                                              |                                                                |                                                                |
|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ⑤                         | 品質管理体制                               | 品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、世界最高品質の審査を実現し得る品質管理体制を確立しているか否かを確認する。                             | 他国等と比較した品質管理体制等の提示                                             | 世界最高品質の審査を実現できる、品質管理の取組みの企画・立案及び実施が可能な組織体制、人員配置を確立している。 | 国際的に遜色のない品質の審査を実現できる、品質管理の取組みの企画・立案及び実施が可能な組織体制、人員配置を確立している。 | 国際的に遜色のない品質の審査を実現できる、品質管理の取組みの企画・立案及び実施が可能な組織体制、人員配置を概ね確立している。 | 国際的に遜色のない品質の審査を実現できる、品質管理の取組みの企画・立案及び実施が可能な組織体制、人員配置が確立されていない。 |
| Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか |                                      |                                                                                               |                                                                |                                                         |                                                              |                                                                |                                                                |
| (1) 品質管理が適切に実施されているか      |                                      |                                                                                               |                                                                |                                                         |                                                              |                                                                |                                                                |
| ⑥                         | 品質向上のための取組                           | 審査の品質向上のための取組が方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価し、その活動が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。       | 拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示                         | 品質向上のための取組みが計画どおり、かつ求められた水準を超えて実施されている。                 | 品質向上のための取組みが計画どおりに確実に実施されている。                                | 品質向上のための取組みが概ね計画どおりに実施されている。                                   | 品質向上のための取組みが計画どおりに実施されていない。                                    |
| ⑦                         | 品質検証のための取組                           | 審査の品質検証のための取組が方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価し、その活動が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。       | サンプルチェック、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組みの状況、当該取組みから得られる定量データ等の提示 | 品質検証のための取組みが計画どおり、かつ求められた水準を超えて実施されている。                 | 品質検証のための取組みが計画どおりに確実に実施されている。                                | 品質検証のための取組みが概ね計画どおりに実施されている。                                   | 品質検証のための取組みが計画どおりに実施されていない。                                    |
| ⑧                         | 審査の質の分析・課題抽出                         | 審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。 | サーチの質、審査判断の質、拒絶理由等記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示             | 審査の質の分析と課題抽出が十分に行われ、かつ優れている。                            | 審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。                                      | 審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。                                         | 審査の質の分析と課題抽出が行われていない。                                          |
| (2) 継続的改善が適切に実施されているか     |                                      |                                                                                               |                                                                |                                                         |                                                              |                                                                |                                                                |
| ⑨                         | 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況 | 評価項目①～⑤について、世界最高品質の審査を実現するために具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。                          | 品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示                                 | 方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ優れている。                          | 方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。                                    | 方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。                                       | 方針・手続・体制に対する改善が行われていない。                                        |
| ⑩                         | 品質管理(評価項目⑥～⑧)の改善の取組                  | 評価項目⑥～⑧について、世界最高品質の審査を実現するために具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。                          | 審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示                           | 品質管理の改善の取組みが十分に行われ、かつ優れている。                             | 品質管理の改善の取組みが十分に行われている。                                       | 品質管理の改善の取組みが概ね行われている。                                          | 品質管理の改善の取組みが行われていない。                                           |